

# デイサービスほほえみ

## 重要事項説明書

(通所介護・通所介護相当サービス)  
< 令和6年6月1日現在 >

### 1、事業者(法人)の概要

名称・法人種別	医療法人ふなびきクリニック
代表者名	理事長 舟曳 純仁
所在地・連絡先	(住所) 愛知県犬山市大字前原字桜坪29番地2 (電話) 0568-62-8811 (FAX) 0568-62-3399

### 2、事業所の概要

#### (1) 事業所名及び事業所番号

事業所名	デイサービスほほえみ
所在地・連絡先	(住所) 愛知県犬山市前原西三丁目36番 (電話) 0568-62-2937 (FAX) 0568-65-2244
事業所番号	2373400569
管理者の氏名	武藤 美幸
利用定員	7時間以上8時間未満(1単位目) 36名/日 3時間以上4時間未満(2単位目) 14名/日

#### (2) 事業所の職員体制

従業者の種類	人数	業務内容
管理者	1名	従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
生活相談員	1名以上 (サービス提供時間に応じて)	利用者の日常生活上の相談業務を行う。
看護職員	1名以上 (単位ごとに)	利用者の健康管理等の看護業務を行う。
機能訓練指導員	1名以上 (単位ごとに)	利用者の個別機能訓練を行う。

#### <7時間以上8時間未満>

介護職員	6名以上 (単位ごとに、常時1名以上)	利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
------	------------------------	------------------------

#### <3時間以上4時間未満>

介護職員	1名以上 (単位ごとに、常時1名以上)	利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
------	------------------------	------------------------

#### (3) 事業の実施地域

事業の実施地域	犬山市・扶桑町・大口町・可児市
---------	-----------------

#### (4) 営業日

営業日	営業時間	サービス提供時間
月曜～土曜	8:15～17:00	8:55～16:05 (1単位目) 8:50～12:00 (2単位目)

※日曜・祝日・事業所が指定した日(お盆や年末年始等)は休業日となります。

### 3、サービスの内容及び費用

#### (1) 介護保険給付対象サービス

##### ア、サービスの内容

種類	内容
食事	利用者個々にあった食事形態で食事を提供します。
入浴	利用者個々に応じた入浴設備を使用し入浴していただきます。 ※入浴サービスの利用は任意です。

排泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
機能訓練	機能訓練指導員により利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
レクリエーション	各種レクリエーションを実施します。
健康チェック	血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。
相談及び援助	利用者とその家族からの相談に応じ、利用者の生活面での指導・援助を行います。
送迎	ご自宅から施設までの送迎を行います。送迎サービス利用は任意です。

#### イ、費用

介護保険の適用がある場合は、原則として介護報酬の告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額が利用者の負担金となります。ただし、介護保険の適用がない場合や介護保険での給付の範囲を超えたサービス費は、全額が利用者の負担となります。

#### 【料金表】

<事業対象者・要支援1～要支援2> (1月につき)

1単位=10.27円

サービス提供時間		7時間以上 8時間未満利用	3時間以上 4時間未満利用
基本料金	事業対象者・要支援1	1,798単位	1,798単位
	要支援2	3,621単位	3,621単位
加算	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24単位
		要支援2	48単位
減算	送迎減算(片道につき)	▲47単位	▲47単位

<要介護1～要介護5> (1日につき)

1単位=10.27円

サービス提供時間		7時間以上 8時間未満利用	3時間以上 4時間未満利用
基本料金	要介護1	658単位	370単位
	要介護2	777単位	423単位
	要介護3	900単位	479単位
	要介護4	1,023単位	533単位
	要介護5	1,148単位	588単位
加算	入浴介助加算	40単位	
	個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	56単位	56単位
	若年性認知症利用者受入加算	60単位	60単位
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6単位	6単位
減算	送迎減算(片道につき)	▲47単位	▲47単位

(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)として1ヶ月の総単位数に9%を乗じた単位数を加算します。

(2) 介護保険給付対象外サービス

- 食費 :700円/日(行事食加算300円 ※行事に参加された日のみ加算)
- おやつ代 :105円/日
- 教養娯楽費 :実費のみ
- おむつ等その他の費用

※通所介護サービスの中で提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用については、利用者の負担となります。

(3)利用料等のお支払方法

毎月、25日までに前月分の請求書を発行しますので、月末までにお支払いください。お支払方法は、月末にご契約口座からの引落としになります。なお、月末に残高不足で引き落としが出来なかった場合は、翌月15日(土日祝日の場合は前営業日)に再度引落としをさせていただきます。

※入金確認後、領収書を発行します。

#### 4、事業所の目的及び方針

要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

事項	内容
通所介護計画の作成及び事後評価	当事業所の管理者等が利用者の直面している課題等を評価し、利用者の希望を踏まえて通所介護計画を作成します。 また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面に記載して利用者へ説明のうえ交付します。

## 5、事故発生時の対応および損害賠償

(1)事業所は、サービスの提供にともなう、事故が発生した場合には、速やかにご利用者の身元引受人または代理人に連絡するとともに必要な措置を講じ、市町村に連絡いたします。併せて事故発生の原因・再発防止の検討を行います。

(2)事業所は、サービスの提供にともなう、事業所の責めに帰すべき事由によりご利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。  
但し、事業所の責めに帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

## 6、サービス内容に関する苦情相談窓口

利用者様及びそのご家族等からの相談を受けた場合は事業所は、事実関係を調査し、その結果並びに改善方法について速やかに対応いたします。事業所は苦情申し立てがなされたことをもって、ご利用者様に対しいかなる不利益、差別的取扱いもいたしません。

苦情相談窓口として、下記相談窓口にご相談ください。当事業所以外についてはお住いの市町村、もしくは愛知県国民健康保険団体連合会にて苦情の申し立てをすることができます。

### <苦情相談窓口>

事業所の窓口	デイサービスほほえみ TEL 0568-62-2937 ご利用時間: 8:15~17:00(月~土) 窓口担当者: 武藤 美幸(不在時は他の職員が対応)
市町村(保険者)の窓口	<input type="checkbox"/> 犬山市役所高齢者支援課 TEL 0568-44-0326 <input type="checkbox"/> その他( ) TEL
公共団体の窓口	愛知県国民健康保険団体連合会 TEL 052-971-4165

## 7、緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変等があった場合は、速やかに利用者の主治医、救急隊、緊急時連絡先(ご家族等)、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業所等へ連絡します。

## 8、秘密保持について

(1)事業所は、サービスの提供する上で知り得た契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続いたします。

(2)事業所は、自らが作成または取得し、保存している個人情報について、個人情報の保護に関する法律その他関連法規及び、法人の諸規則に則り、適正な取り扱いを行います。法令規則により公的機関へ報告が義務付けられているもの、または緊急の場合の医療機関等へのご利用者様の心身等に関する情報提供、その他、ご利用者様から個人情報に関わる同意書にて予め同意をいただいているもの以外に関しては、ご利用者様又は保証人の同意なく第三者に個人情報の提供を行いません。

## 9、虐待防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するために以下のことに取り組みます。

- ①虐待防止のため、対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
- ②虐待防止のための指針を整備します。
- ③従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的開催します。
- ④上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

事業所は、サービス提供中に、従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を発見した時は、速やかに、各市町村窓口に通報いたします。

## 10、身体拘束

事業所は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられる時は、利用者及び利用者の後見人又はその家族(後見人がなく、かつ身寄りがない場合には身元引受人)に対して事前に行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明し、同意を得た上で、身体拘束等適正化のための指針に基づき、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業所として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- ①緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- ②非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- ③一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

## 11、衛生管理

- (1) 事業所の食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
  - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
  - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を策定しています。
  - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的 to 実施します。

## 12、業務継続計画の策定

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する利用サービスの提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施します。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 13、非常災害時の対策

防火管理者	山中 大雅	
防災訓練等	消防計画に基づき年2回実施	
防災設備	設備名称	
	避難口	自動火災報知設備
	防火扉	非常通報装置
	非常警報装置	誘導灯及び誘導標識

## 14、サービス利用にあたっての留意事項

- 利用者間での金銭・物品等のやり取りはご遠慮ください。
- サービス利用中の金銭・貴重品の管理は行いませんので持ち込みをご遠慮いただきます。また携帯電話・タブレット・眼鏡・補聴器等の故障・紛失等につきましては当事業所では一切責任を負いません。
- 事業所の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- 度重なるハラスメント行為(暴言、暴力、性的な言動、行動等)があり、注意を行っても改善が見られなかった場合、サービスの利用を停止させていただく場合があります。
- 飲酒・喫煙はご遠慮ください。
- 事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

当事業所は、重要事項説明書に基づいて、通所介護及び通所介護相当サービスのサービス内容及び重要事項の説明をしました。

事業者 事業者名 医療法人ふなびきクリニック  
事業所名 デイサービスほほえみ  
代表者名 理事長 舟曳 純仁

説明者 氏 名 \_\_\_\_\_

私は、デイサービスほほえみの重要事項説明書に基づいて、通所介護及び通所介護相当サービスのサービス内容及び重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

氏 名 \_\_\_\_\_

代筆者 \_\_\_\_\_

(続柄 )